

## いじめ防止委員会設置要綱

### 1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「いじめの防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

### 2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

生徒指導主事・各学年生徒指導担当者・養護教諭を委員とする。

### 3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

### 4 会議

校長は、このいじめ防止委員会を主宰し、会議を招集する。

### 5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づき年間計画を作成する。
- (2) 年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討、保護者との連携を行い、その対応を統括する。
- (6) 重大事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大事態が発生した場合、福山市教育委員会と連携する。
- (8) その他、いじめの防止対策にかかる組織的な取組を行う。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。